

財務省令第六十九号

関税率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、並びに関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第十四条第一項及び第二項並びに同令第二十六条第一項第二号の規定に基づき、関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十一月一日

財務大臣 尾身 幸次

関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の表第三号中「第一 二・三号」を「第一 二・九号の三」に改める。

別表第二八・四三の項の次に次の一項を加える。

二八・五二 水銀の無機又は有機の化合物（アマルガムを除く。）の

うち

オルガノインオルガニック化合物

第二八・五二項のオル
ガノインオルガニック
化合物以外の物品から
の製造

別表第二九・三一の項を削る。

別表第三四・七の項中「第一五・一六項に該当する物品（水素添加した油脂に限る。）」、第一五・一九項に該当する物品（脂肪性アルコールに限る。）及び第三四・四項、第三四・七項又は第三八・二三項」を「第一五・一六項又は第一五・一七項に該当する物品（水素添加した油脂に限る。）」、第三四・四項又は第三四・七項に該当する物品、第三八・二三項に該当する物品（脂肪性アルコールに限る。）及び第三八・二四項」に改める。

別表第四四・一八の項中「組み合わせた寄せ木パネル」を「組み合わせた床用パネル」に改める。

別表第五四類の項中「人造繊維の長繊維及びその織物」を「人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品」に改める。

別表第六五・三の項を削る。

別表第六五・四の項の次に次の一項を加える。

六五・五

帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、

フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏

張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）のうち

フェルト製の帽子（第六五・ 一項の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。

）

第六五・ 一項に該当する物品及び第六五・ 五項に該当する物品（フェルト製の帽子）第六五・ 一項の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）に限る。）以外の物品からの製造

別表第七八・

三の項を削る。

別表第七八・

四の項中「第七八・

三項又は第七八・

四項に該当する物品」を「第七八・

四

項に該当する物品及び第七八・ 六項に該当する物品（鉛の棒、形材及び線に限る。）に改める。

別表第七八・ 五の項を削る。

別表第七八・ 四の項の次に次の一項を加える。

七八・ 六 その他の鉛製品のうち

鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エル
ボー及びスリーブ）

第七八・ 四項に該当
する物品及び第七八・

六項に該当する物品

（鉛製の管及び管用継
手（例えば、カップリ
ング、エルボー及びス
リーブ）並びに鉛の棒
、形材及び線に限る。
）以外の物品からの製
造

鉛の棒、形材及び線

第七八・ 四項に該当
する物品及び第七八・

	<p>別表第七九・ 六の項を削る。</p>	<p>六項に該当する物品 （鉛の棒、形材及び線 に限る。）以外の物品 からの製造</p>
<p>別表第七九・ 七九・ 七</p>	<p>五の項の次に次の一項を加える。 その他の亜鉛製品のうち 亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エ ルボー及びスリーブ）</p>	<p>第七九・ 四項又は第 七九・ 五項に該当す る物品及び第七九・ 七項に該当する物品（ 亜鉛製の管及び管用継 手（例えば、カップリ ング、エルボー及びス リーブ）に限る。）以 外の物品からの製造</p>

別表第八 . 三の項中「又は第八 . 四項に該当する物品」を「に該当する物品及び第八 . 七項に該当する物品（すずの板、シート及びストリップ（厚さが . 二ミリメートルを超えるものに限る。）に限る。）に改める。

別表第八 . 四の項から第八 . 六の項までを削る。

別表第八 . 三の項の次に次の一項を加える。

八 . 七 その他のすず製品のうち

すずの板、シート及びストリップ（厚さが . 二ミリメートルを超えるものに限る。）

第八 . 三項に該当する物品及び第八 .

七項に該当する物品

（すずの板、シート及

びストリップ（厚さが

. 二ミリメートルを

超えるものに限る。）

に限る。）以外の物品

からの製造

すずのはく（厚さ（補強剤の厚さを除く。）が . 二

第八 . 三項に該当

ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強剤により裏張りしてあるかないかを問わない。）

する物品及び第八・七項に該当する物品（すずの板、シート及びストリップ（厚さが・二ミリメートルを超えるものに限る。）並びにすずのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わな

すず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）

い。）、粉及びフレークに限る。）以外の物品からの製造

第八　・ 三項に該当する物品及び第八　・

七項に該当する物品

（すずの板、シート及びストリップ（厚さが

・ 二ミリメートルを

超えるものに限る。）

並びにすず製の管及び

管用継手（例えば、カ

ップリング、エルボー

及びスリーブ）に限る

。　）以外の物品からの製造

別表第九五・ 三の項を次のように改める。

九五・ 三

三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のが
ん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動す
るかしないかを問わない。）及びパズルのうち

車輪付きがん具及び人形用乳母車並びに人形（人間を
模したものに限る。）以外のもの

第八五・ 一項、第八

五・ 三項、第八五・

四項又は第八五・ 二

六項に該当する物品及

び第九五・ 三項に該

当する物品（車輪付き

がん具及び人形用乳母

車並びに人形（人間を

模したものに限る。）

を除く。）以外の物品

からの製造（非原産品

割合が五 %以下となる製造に限る。)

別表第九六・一七の項中「第七・一二項又は第九六・一七項」を「第七・二項に該当する物品（魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶に限る。）及び第九六・一七項」に改める。

附 則

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。